

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、平成20年度福井県公共工事入札監視委員会（第3回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 平成21年1月13日（火） 13:30～16:20

2 場 所 県庁6階 大会議室

3 出席委員 （敬称略 五十音順）

あらい かつひこ
荒井 克彦

かわさき れいこ
川崎 玲子

しもなか のぼる
下中 ノボル

ふじい たけお
藤井 健夫

みない なみこ
葉袋 奈美子

4 議事次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・談合その他の不正行為に関する事項について

(4) その他

(5) 閉会

5 会議概要

(1) 入札および契約に係る制度の運用および改善について

① 入札・契約手続の運用状況（平成20年7月1日～平成20年9月30日）

- ・契約件数、落札率の状況について説明
- ・指名停止の運用状況について説明

Q 最近の四半期毎の落札率の状況の傾向はどのようなものか。入札制度の見直しによる影響については、長期的な分析をお願いしたい。

A 20年度からの入札制度の見直しにより、予定価格250万円超の発注は、原則として制限付き一般競争入札となったが、20年度の第1四半期と第2四半期を合わせた制限付き一般競争入札の落札率の平均は、19年度の指名競争入札の落札率の年度平均より下がっている。

Q 今回第2四半期の契約件数は863件と、前年度同期の契約件数と比べると多い。不景気等で工事が減っていると思われるが、なぜ契約件数が多いのか。

A 建設工事の予算は年々右肩下がりの傾向にあるが、先の第1四半期は、道路特定財源の問題で一時的に工事発注ができなかったなどで契約件数が少なかった。この第2四半期は、各発注機関に前倒し発注の促進を依頼した結果、契約件数が前年度同期と比べて多くなった。

② 抽出事案審議（事前に川崎委員が抽出）

ア 福井県陽子線がん治療施設（仮称）建築工事

Q この事案は、過去に入札を行い不調となっている事案だが、経過を説明してほしい。

A 1回目の入札は、全社辞退であった。再度設計を見直し、2回目の入札を行ったが、物価変動や資材高騰などの影響もあり不調となった。今回、3回目の入札で落札となった。

Q 入札不調となった事案は、この事案以外に何件あるか。

A 毎年数件程度はある。

イ 一級河川底喰川 基幹河川改修工事・基幹河川改修工事（受託）合併工事その1

Q 応札した価格が一番低い業者が、総合評価により逆転して落札できなかったが。

A 応札した価格が非常に近接していたため、技術力の評価により逆転があった。

Q 総合評価の評価点の配点は、誰が行うのか。

A 総合評価落札方式を行う事案は、県庁職員で構成する総合評価審査会で評価方法などの審議を行うが、事案毎に総合評価技術委員会を開き、外部の学識経験者の意見を得て決定している。

Q そのように行う根拠は何か。

A 総合評価落札方式実施要領を定めて実施している。

Q 総合評価で評価する技術提案は、業者からどのように提案を受けるのか。

A 技術提案は、発注者が指定した課題について、どういふことをやるかということの技術提案を県が定めた様式で回答をいただく。それを発注者が審査を行い、学識経験者の意見も得て評価している。技術提案を求める課題は、事案毎に異なる。

Q 今回の事案の技術提案の配点は10点となっているが、事案により点数は変わるのか。

A 現在の制度は、技術提案を求める標準型と、技術提案を求めず、実績を評価する簡易型がある。簡易型は実績評価で10点としているが、標準型は実績評価10点に技術提案10点を加え、20点としている。

Q 総合評価の配点については、事前公表されるのか。

A 事前に公表している。

ウ 一般県道 常神三方線 地方道路交付金工事（道路改良）その1

Q 低入札価格調査が必要となった橋梁製作の事案だが、製作している段階で、製作現場の視察は行うか。

A 製作現場である工場へは、製作途中に中間検査等を行うため現地に行く。

Q 低入札価格調査を行った工事では、どのようなことを行うか。

A 監督職員を通常の工事より増やし、監督の回数を増やすなど行っている。

Q 総合評価落札方式の結果は、技術的に評価が一番高い業者であっても、価格順位が低く落札することができなかったが、技術的に評価が一番高い業者に受注させることはないか。

A 総合評価落札方式は、価格と技術力の両方を併せて評価を行うものであるから、結果的に価格で決まる場合もある。

Q 低入札の件数は増える傾向にあるのか。全体的な傾向はどうか。

A 低入札の件数は、18年度以前は年間数件だったが、18年度20件、19年度10件、20年度は12月末現在で10件となっている。

エ かんがい排水事業（一般型・県営）春江北部2期地区 第3号工事

Q この事案は全体工期を2期に分けているが、理由は何か。

A 工期をⅠ期とⅡ期に分けたが全体として一連の工事である。国庫補助事業の採択枠の都合上、分割したもので予算上の都合である。

Q この事案は、総合評価落札方式ではなく価格競争だが、同種の工事は価格競争なのか。

A 総合評価落札方式は、5千万以上の事案について行っているが、この事案は約4千万であった。事業費によっては、他地区で総合評価落札方式を行う場合もある。

Q 20年度からの入札制度の見直しで、入札条件に地域要件を設けることが増えた。応札業者を一定の地域に限定することで応札業者数が少なくなることはないか。この事案は応札者が6社であるが、全体としてどういう傾向であるか。

A 20年4月から12月末までの応札業者数の平均は、15～16社である。

オ 中山間地域総合整備（一般型）阪谷第二地区 第4号工事

Q 総合評価落札方式を行っているが、1社だけ評価対象外とされている。なぜ評価対象外となったのか。

A 応札価格が最も低い応札者と、評価を行う業者を比べた場合に、評価を行う業者が技術力で最高の評価を得たとしても、総合評価で第1順位となることができないことが明らかな場合は、評価対象外としている。

Q これまでの抽出事案に、応札価格が近接した結果、技術力の評価で価格競争での順位と総合評価での順位がずいぶん変わった例があった。応札価格の差が小さい場合、技術力の評価が影響を持つ。評価内容を決める発注者により影響が異なるのではないか。

A 評価方法は、総合評価落札方式実施要領で定めた手続により行っている。また、外部の学識経験者に対し、評価項目などを審議してもらい、妥当であるという意見を得てから決定している。恣意性のない手続に留意した制度上の運用を行っている。

Q 必ず総合評価技術委員会の意見を聞かないといけないのか。

A 地方自治法施行令で外部有識者の意見を聞くことが定められている。

Q 簡易型も同様か。

A 評価項目については意見を伺っている。

Q 標準型と簡易型で、価格順位が逆転する割合はどれぐらいか。

A 総合評価落札方式は10月末現在で88件あったが、このうち価格順位で落札されなかったものは31件である。

(2) 談合その他の不正行為に関する事項について

- ・事務局から該当がない旨を報告した。